

【アメリカ】インディアン部族の自己決定に関する改正法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年10月21日、1975年インディアン自己決定及び教育支援法において、内務省の自治協約等の手続を、より利便性の高い保健福祉省の手続に合わせる改正法が成立した。

1 1975年インディアン自己決定及び教育支援法の経緯

米国におけるインディアン部族（Indian Tribes、以下「部族」）に関する法制度の歴史は、同国が英国の植民地であった時代に遡る¹。その後、合衆国憲法第1編第8節3項が連邦議会に部族との通商規制権限を授権したのを始めとして、幾度かの大きな政策転換を経てきた。1970年代初頭から現在までは、部族に自己決定を認める政策を採っている。

この政策の中心となる法律が、1975年インディアン自己決定及び教育支援法²である。同法に基づき、部族は、通常は連邦機関が行う一定のインディアン・プログラム（道路修繕、部族審判所、奨学金、雇用支援等）の計画、運営等を、連邦との契約及び連邦の資金により行う。このための契約類型として、合衆国法典第25編第46章第1節の自己決定契約³（self-determination contracts）及び資金協定（funding agreements）が定められた。部族が自己決定契約等を締結する相手は、内務省（Department of Interior: DOI）又は保健福祉省（Department of Health and Human Services: HHS）である。この自己決定契約等に加え、新しい契約類型として、1994年の改正法⁴により、DOIとの自治協約（self-governance compacts、以下「協約」）及び資金協定（同編同章第4節）の運用が開始され、2000年の改正法⁵により、HHSとの協約及び資金協定（同編同章第5節）の運用が開始された⁶。

自己決定契約は、プログラムごとに締結する必要があるが、協約は、複数のプログラムを統合して締結することができる。部族がDOI又はHHSとの協約によりプログラムを運営するためには、自己決定契約を、重大な監査上の問題なく3年間運営することを含め、高度な説明責任と会計責任を果たす必要がある。

上記の2000年の改正法により、HHSとの協約等の手続は、DOIの手続より利便性の高いものとされていた。そこで、2020年10月21日、DOIの手続をHHSの手続に合わせることで（本稿に紹介する範囲では、2(4)～(7)）、プログラムの所管により手続が異なる状況を解消すること等を目的とする改正法が成立した⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

¹ 斎藤憲司「アメリカ合衆国の先住民関係法律」『外国の立法』No.32-2・3号、1993.12、pp.159-165。

² Indian Self-Determination and Education Assistance Act of 1975, P.L.93-638. 同法の構成は、次のとおりである。総則（25 U.S.C.（以下略） §§5301-5310）、第1節（インディアン自己決定、 §§ 5321-5332）、第2節（州契約、 §§ 5341-5348）、第3節（インディアン教育支援、 §§ 5351-5356）、第4節（部族自治—内務省、 §§ 5361-5377）、第5節（部族自治—インディアン保健局、 §§ 5381-5399）、第6節（インディアン法執行基金、 §§ 5411-5413）、第7節（アメリカ・インディアン卓越教育全米基金、 §§ 5421-5423）。

³ 法律番号（P.L.93-638）から「638号契約」とも呼ばれる。S.Rep.No.116-34, at 2 (2019)。

⁴ Indian Self-Determination Act Amendments of 1994, P.L.103-413。

⁵ Tribal Self-Governance Amendments of 2000, P.L.106-260。

⁶ これに先立ち、DOIは1988年、HHSは1992年に、一定の部族が協約等を試行する実証プログラムを開始した。

⁷ PROGRESS for Indian Tribes Act, P.L.116-180. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ180/PLAW-116publ180.pdf>> 議会予算局（CBO）は、これにより、部族と内務長官との第1節の自己決定契約の多くが、第4節の自治協約へ移行すると予想する。op.cit.(3), at 12-13 (2019)。

2 改正法の概要

(1) 間接費用率 (§ 5325)

自己決定契約につき、内務長官又は保健福祉長官と部族との間で合意される行政費用等の割合(間接費用率)は、部族のプログラム運営費の50%以上が相当で、許容されるとみなされる。

(2) 改正法が影響を与えないもの (25 U.S.C. (以下略) § 5361 note)

改正法の制定日以前の①協約等に含まれる非 BIA プログラム⁸、②部族水利権協定⁹、③州法に基づき州が魚類及び野生生物を規制する権限、④魚類及び野生生物の保護又は管理に関する連邦法の適用可能性、⑤連邦と部族の間の条約に留保される権利又は部族の他の権利。

(3) 資金協定 (§§ 5363, 5368)

内務長官(以下「長官」)が部族と締結する資金協定には、内務省の BIA 又は非 BIA のプログラム、協約を請求する部族に特別な地理的、歴史的又は文化的な重要性を有する、長官が管理するプログラム等が含まれ得る。長官と部族は、複数年にわたる資金協定を締結できる。長官は、部族に迅速に資金を提供し、提供の停止、減額等は禁止される。部族は、長官からの資金が不十分な場合に、資金協定等の遂行を、適切な資金の提供があるまで延期できる。

(4) 協約 (§ 5364)

長官と部族が締結する協約は、その合意のみにより改正され、相互に合意された日に有効となる。改正法の制定日に有効な既存の協約は、第4節の定めに反しない限りで有効とされる。

(5) 一般規定 (§ 5365)

協約又は資金協定は、プログラムにおける利益相反、監査原則、部族による再設計及び統合の権限に関する定めを含む。部族の記録(records)は、部族が協約又は資金協定で別の定めを設けない限り、情報自由法¹⁰に服さない。ただし、長官は、部族から30日以上前の通知を受け、部族の記録への相当のアクセスを認められる。

(6) 長官に関する規定 (§ 5366)

資金協定は、部族による信託¹¹の職務の執行を監視する規定を含む。長官は、部族が信託財産、天然資源、公衆衛生等に現在の危険を生ぜしめること等を認定する場合に、原則として、部族に通知し、及び聴聞の機会を与えた上で、プログラムの再引受け(reassume)を行う。

長官と部族が、協約又は資金協定の文言について合意できない場合等には、部族は長官に対して最終提案を提出できる。長官は、受理から60日以内に審査と判断を行う。これが行われなない場合には、長官は、原則として最終提案に同意したとみなされる。

(7) 建設プロジェクト (§ 5367)

部族は、建物、道路その他のインフラ整備のための建設プロジェクトの実施に当たり、国家環境政策法¹²その他の連邦建設関連法上の責任を負うことを選択することができる。建設プロジェクトの資金は、プロジェクトの1年前又は半年前の支払いとして資金協定に含められる。

⁸ 内務省のインディアン問題局(Bureau of Indian Affairs: BIA)、インディアン問題次官補局(Office of the Assistant Secretary for Indian Affairs)及びアメリカン・インディアン特別信託局(Office of the Special Trustee for American Indians)以外の部局により運営されるプログラム、サービス等をいう。§ 5361(7)。

⁹ 水資源に関する水利権者の主張の仲裁を経て、連邦議会、内務省等の承認を受けて協定となる。”Indian Water Rights Settlements,” *CRS Report*, R44148, Apr. 16, 2019, pp.3-5.

¹⁰ Freedom of Information Act, P.L.89-487, 5 U.S.C. § 552.

¹¹ 信託責任とは、連邦が、部族の土地、条約等の保護を保証するために満たすべき最高の道徳的義務をいい、内務長官等は、部族のために信託責任を免除し、修正し、又は消滅させることはできない。§ 5363(m)(4)。

¹² National Environmental Policy Act, P.L.91-190, 42 U.S.C. § 4321 et seq.